

女性管理職の支援に関する要領

令和3年4月1日

改正 令和4年4月1日

- 1 目的 女性管理職の仕事と育児の両立の支援を目的とする。
- 2 支援対象者 国立大学法人山形大学管理職手当支給細則第2条第1項に規定する区分1種から7種までの女性職員で、小学6年生までの子を養育する者。
- 3 支援の対象となる保育 管理職等の職務の遂行に伴い必要となった保育サービス等で、主に次に掲げるもの。
 - ①夜間保育（延長保育を含む）
 - ②休日保育（ただし、通常保育及び延長保育を除く）
 - ③病児・病後児保育
 - ④夜間会議時のベビーシッター利用
 - ⑤学童保育
 - ⑥習い事に係る送迎
 - ⑦その他上記に類する保育サービス
- 4 補助額 上記保育サービス等の利用料金と同額を補助する。
- 5 手続 支援を希望する者は、保育サービス等利用に係る領収書等の書類を利用月の末日までにダイバーシティ推進室に提出する。
なお、補助の支給は、半期毎（4月～9月、10月～翌年3月）とする。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。